

令和7年度 松本市文書館運営協議会 会議録

1 日時

令和8年3月26日(木) 午後1時30分～3時

2 会場

松本市文書館講義室

3 出席者

- (1) 第9期委員：小川 千代子 委員、木村 晴寿 委員、清水 聡子 委員、
伏木 久始 委員、村石 正行 委員
- (2) 事務局：田中 総務部長、石川 文書館長、窪田 特別専門員、木曾 専門員、
石井 事務員

4 議事の概要

開会

総務部長あいさつ後、会議事項に基づき、意見交換をおこなった。

I 令和7年度文書館事業について（資料1）

（事務局）

以下、資料をもとに説明

（委員長）

令和7年度の松本市文書館事業について説明があったが、質問、意見等、いかが。

（E委員）

3点お伺いしたい。一つは、公文書の収集・整理について。新たに移管された公文書は430件くらいという。選別の対象となったものが16,000件ということで説明いただいた。対象が昭和16年から平成12年までの永年文書を1次～3次選別して、3,500件を選別したという説明があった。今年度移管されたのはその中で、追加が430件だという事は、昨年移管された数字がいくつだったか、数字の整合性を伺いたい。公開予定について公開文書名はあるが、何点公開するか点数が入っているとわかりやすいと思う。

これも要望だが、子ども講座は大変良いことなので、この「疎開体験」を聞いて、子どもたちにいろいろな反応があったと思う。これをアーカイブ化できないかと。つまり、文字起こしなど何らかの形で残していくことを、ぜひ要望したい。

（事務局）

まず、最初のご質問、数字の整合性について、「イ すでに移管された公文書の目録作成」に1,892件とあるが、これが昨年度の資料データ3,500件のうち1,892件である。アの430件の文書はこれも3,500件のうちのもの。市の所管課

で庁内の通知を、本来ならやってない年度のものを依頼するところ、前年度と同じものを出してしまった。「ア」にあたるものは、その3,500件のうちの積み残し分で、前年度移管をおこなわなかった課や、やったけれど不十分で、今回持ってきたものが430件あったという事である。

(委員長)

要するに今の資料1の1頁の1(1)イで出てきている3,500件分の1,892件というのが、目録作成の対象になったという事か。

(事務局)

そうだ。

(委員長)

アの方はそのうち3,500件の中に入るべき数字がもう1回出てきたという意味か。

(事務局)

端的に言うと、3,500件の中に入るべきものだ。この3,500件という数字が実はアのトータルで把握されたものではなく、担当課が事務室の棚などで保管していたとか、そういうものがある、少し追加がある。それも含めて、この430件の数字を示している。

(委員長)

最終的な数というのは、決まったものが出てきているのか、いないか。

(事務局)

最終的な数はこれだけでない。全ての公文書が一体何冊あるのかということ把握しているシステムが、当時、松本市にはなかった。業者に依頼して書庫にあるものを全てかき集め調べた16,383点のうち、ここへ来るべきものは3,500件であるという数が出てきた。それも完璧ではなく、担当課の書棚にあるものなどはシステム化されていないため、表に入っていない。移管を断るわけにもいかず、追加で来たのがこの新たに移管された公文書である。

(委員長)

要するに何があるかということ、各課の担当者レベルでもすぐに分かるようになっていない。リストから落ちてしまったというのが、430件出てきた。誰かが悪い訳ではないが、今のシステムはよくない。そのことは、指摘しなければいけない。文書館から各課にその旨を注意喚起すべきだと思う。松本市の共有財産としてきちんと管理をしてほしいというのが、委員長として指摘したいところである。

(E委員)

県では、資料の選別は保存機関でやっていない。公文書審議会というところが選別をしている。現課で持っている対象の目録があるが、それを基に、移管されてくるデータが決まってくる。その現課から送られてくる目録が正確かどうかという、タイトルが微妙に違っていたり、件数で1件とあっても、5冊組になっていたりと、いろいろあって最終的に受け入れるところで整理をして、目録化している。受入れの際に不備があった場合は、それぞれに伝えている。会長の指摘のように、こういう状況だということは伝えていただきながら、公文書管理ということを提示し、注意喚起してい

ただくということだろうと思う。

(委員長)

実際に毎日仕事している人は目が行き届かないと思うので、それがよくないと言うわけにはいかない。しかし、文書館としては何があるのか知りたい。「あるものは全て登録してください」、「書き出してください」という面倒な依頼をしなければいけない立場。ここを頑張らないと文書館としては記録の管理できない。文書館の業務として、注意喚起をきっちりしていただきたい。他に、いかが。

(D委員)

先々週も国立公文書館の会議に出席した。国も各省庁に行政文書は、それぞれの棚に収まっていることが多くて、どういう基準で公文書館に移管するかということが、ずいぶん前に議論され、一定の基準がある。アーキビスト任せでなく、その前に基準を設けて、こういう文書を必ずいつまでに移管することが大事と議論になっていたが、松本市の場合はそれがいいのか、質問したい。また、行政文書の全てを保管することは無理だから、基本的にはどういう類のものが想定されているのか。

(事務局)

仕組み自体はあるが、不十分な部分があり、来ているはずのものが来てない。文書館からの周知、また課と協力した動きがまだ不十分である。職員への意識づけやコミュニケーションを図りながら、行政管理課と一緒に周知していく必要がある。そのため個別の研修会の機会等も必要と思う。仕組みはあるので、実質の部分を機能させていくことが次の一歩だと思う。

松本市文書管理規程の別表として、歴史公文書の基準がある。国の行政文書の管理に関するガイドラインを参考にした。松本市が歴史公文書だと考えるものを30項目ぐらい、ピックアップした。例えば、定例的な収入支出に関わる事務的なものなど、歴史公文書でないという内容にしてある。

また、どんな文書でも昭和30年以前のは歴史公文書として集めるとしてある。行政の組織とか機能に限定したわけではなく、市民生活上の一大イベントや事件、事故などに関する文書があれば、それも集めるとある。

(D委員)

基準があることは分かった。国も松本市もそれを選別するときには、当事者により判断基準がかなり変わってくると思う。その基準は、市民にわかりやすいガイドラインがあることが大事だと思う。公文書館の生命線というのは、企画展で人を集めることより、「こういう文書がある、こういう行政文書、歴史文書なりがここに来ると、生のものがある。加工されていない、フェイクニュースではないものがある」ということ。そこが市民にわかりやすい形で示されていると、ここに資料を求めに行きたい。あるいは、AIもここにアクセスしていくという状況になる。ホームページ上でもわかりやすく出てないので、広報的なものも含めて、「どういうものがここにあるのか。いつの時代からどんなものがあるのか。」ということが市民にわかりやすい形で案内されていると、いいと思う。ご検討いただきたい。

(委員長)

今の歴史資料と少し関連するが、つい最近私はアメリカの知人からメールをもらった。「日本のどこかの地方公文書館の公文書焼き捨て命令書について、研究したいから関連資料を送ってほしい」と言われた。松本市文書館が持っている1945年8月18日付の今井村役場文書に含まれる公文書焼却命令書のこと。以前に伝えていたので私は資料画像を送った。彼女から「これを探していた」という喜びのメールが返ってきたので、私はその重責を果たしたと思ったが、文書館の承諾も得ずに出したので、一応のご報告を。こういうものは国籍問わずに重要視される可能性があると思う。ほかに、いかが

(B委員)

1頁イの目録作成で、明治30年からとなっているので、松本町のものもだいぶ入ってきていると思うが、これに関しては目録ができたということか。

(事務局)

今、目録は作成中。ほぼ整っているが、もう一度しっかり確認をした後、検索できるように今進めているということで、データ化をしている。

(B委員)

ちなみに1, 892件のうち松本町の役場文書はどのぐらいか。

(事務局)

松本50連隊になる前の15連隊関連の資料に明治30年のものがあり、これが一番古い文書で、これは多くなかった。この関係と松本町の関係資料は2桁いくかどうかぐらいだと思う。

(委員長)

1の(1)のイの移管元に23課とあるが、この23課はどこかで内訳が見えるのか。実際に公表される時にそれが分かるようになっていないと心配だと思う。

(事務局)

当然23の課の名称は明記してデータ化したものを外に出していくということでいま進めている。どこの課というのは後で検索して分かるようにしていく。

(委員長)

今は見れないのか。

(事務局)

今、作成中である。

(委員長)

気になったことを申し上げると、この表の最初に「区分」とよく出てくるが、これはデータベースと関係しているもの、検索時に使える番号なのか。

(事務局)

この番号は、データベースとはリンクしていない。協議会資料上の番号である。

(B委員)

市史研究で専門員が書かれているが、通説では50連隊を誘致する時、松本出身の福島安正大将、軍隊ですごく偉い大将の尽力があって、松本市に誘致された通説が怪しいという論稿、私の印象と合致する。そういう紀要などでも積極的に収蔵資料の内容

について我々市民に還元してくれるように働いてもらいたい。

(D委員)

燻蒸について、通常日本の気候であれば、燻蒸の適した時期が梅雨の前かと思うが、ここでは秋にやっている理由は。

(事務局)

理由は二つあり、一つは医薬品の選定によるもので、薬品が定着しやすいということ。もう一つは、これはこちらの都合だが、公文書の移管など様々なところから資料が持ち込まれ、ある程度集積されから実施するので、それがちょうどこの時期になる。業務にあたる身としてはもう一回実施してもいいかと思うところもある。

(D委員)

資料が収まったときに実施するのが、気持ち的にやりやすいのかと思うが、一回しかない予算だったら、梅雨の前にやる方が効果的だったのでは。

(委員長)

よいか。はい、どうぞ。

(事務局)

先ほど委員から要望をいただいたことについて、4頁の公開の予定数は概ね件数は一旦出ているが、ここに記入してない。大変申し訳ない。

それから、7頁(4)子ども講座について、このところ市史研究に子ども講座の開催結果、話者の話、質問等々含めて文字化して掲載している。また、平和推進課で日を改めて、話者から聞き取りをおこない、映像に収めて公開する事業も合わせておこなっている。それから委員長から公文書の収集整理についてご意見、ご指導いただいたので、来年度のこの場できちんと縦横斜め裏側から見て精査した数字で資料を作成したい。

(委員長)

では、次に資料2の令和8年度松本市文書館事業計画についての説明を伺ってから、さらに質疑を行うこととしたい。

Ⅱ 令和8年度文書館事業計画について（資料2）

(事務局)

以下、資料をもとに説明

(委員長)

意見等、いかが。

(D委員)

要望をお伝えしたい。中学生の職場体験ではアーキビストの生の姿、仕事の内容を強調していただきたい。中学生のなりたい職業は今YouTuberがトップだが、アーキビストがベスト10に入るように頑張りたい。それと関係して、出前講座などでも、館の紹介や歴史講座と同時にアーキビストの役割なども話すと、未来を担う子供たちにとっては聞こえやすくなる。自分事として考えてもらって、文書館に来てみようと思う一歩にもなるかと思う。ぜひ、アーキビストに焦点を当てたような、講演

や企画などを進めていただければと思う。

(事務局)

外部の講座などでは、必ず文書館の紹介をし、また文書館のアーキビストとしての仕事もできるだけ紹介するようにしている。中学生などには職業体験の機会等を捉えて、上手に文書館の仕事やアーキビストについても理解を深められるような、工夫をさらに重ねていきたい。

昨年職場体験に来た生徒さんが、中学校から場所も近いのでたまに来館するような事もあった。文書館で働く職員と自分の将来をリンクさせて、そのように捉えていただくように意識したいと思う。

(委員長)

いまの話に関連して、委員に質問だが、アーキビストの仕事にどのようなイメージを持っているか。

(D委員)

私個人では、国立公文書館などいろいろなところと関わっているので、イメージというか実態を理解しているほうだと思う。しかし、私の家族や周囲、小中高の県教員にとっては、アーキビストの認知度は低い。公文書館自体がそういう貴重な場所だという理解が社会科教師の間でも広がっていない。やはり、情報が氾濫し、AIがここまで進化している時代では、生の資料がある公文書館の存在価値はこれからますます高くなると思う。その中で、アーキビストの役割というのは、今まで以上に重要になると思う。

一般的には、二通りのイメージ。一つは、アーキビストに質問すれば、その場所にはどんな資料があるのかが分かっている、そういう索引が頭の中に入っているというイメージ。

もう一つは、虫食いがある古い文書、破損しているものなどを修繕できる、貴重な文書を保存するための技術を持っている。あるいは、欠損しているものを復元する作業もできるプロというイメージはある。これからは何を残して、何を保存するのかということなど、これまで以上に専門性が発揮される仕事だと思っている。

(委員長)

文書の選別を「学問でやりましょう」と言って、全然関係ない学校の歴史の先生が学生を派遣して、正規職員ではなく、学生に選ばせるというようなケースも世の中にはあるらしい。私はそれを非常に危険なやり方だと思っている。アーキビストがそういう使い方、使われ方をされて良いものか、私自身、非常に迷う。

ただ自分の判断を揺るぎないものとして、自信を持って選別するというのは、アーキビストとして、自己確立がすごく必要だと思う。間違っちゃって、正しくたって、選別に漏れたものが捨てられてしまうから、残らない。良い判断をしても、悪い判断をしても後の世に伝えることができるのは残したものだけだ。それを基に、後の世の人がそれを見て、捨てたものは何かということが残せれば、私はそれでいいと思っている。今の公文書管理法の端々を見ると、捨てたものがなんであったかを残すというルールができているようには見えない。ある一つの史料があったら、それは一体どういう性

格のもので、いつ頃のものであるというメタデータをきちんと調べて残して、それをつけておくことができるアーキビストになりたいと思う。正しい判断ができるアーキビストが世の中にいると思ってはいけない。アーキビストも間違える。AIも間違える。だから間違ったと思ったら、間違ったと言えるような社会であってほしいと思う。アーキビストと利用者というのは結構真剣に向き合わなければいけないような立場にあると私自身は思っており、お互いに真剣な仕事をしていきたいと思う。他に、いかが。

(B委員)

関連して、博物館、図書館、いろいろなところに地域の歴史的な古文書が分散して入っている。そこにどういうものがあるかということは、昔は今ほどはっきり分からなかった。目録の作成すらできていなくて、あそこにこういうものがあるぞという情報が入ってくると、その誰かに頼るしかない場合がずいぶんあった。それで、その人が見せたくないと言え、もう見られない。

その頃と比べ、目録も完備してきているし、その場所に行かなくても目録でももちろん見られるようになった。今はそういう状態にいますので、知り合いだからといって、特別扱いするわけでもない。その代わり、外の人間にもきちんと分かるようにしておいてもらわないと、個人に依存せざるを得ないみたいなことが起こってしまう。

(委員長)

デジタルの進化によって、私達も物を探す方法が変わってきたと思う。大抵のことは、インターネットで検索する。人物について調べると、顔写真付きの関連情報がすぐ出てくる。そうすると、私だけが情報を知っているというような私的なアーキビスト、私的な司書、私的な学芸員というものが、それまで自分だけが持っていたと思っていた知識が役に立たなくなって、ただの人になっていく。

そのうえでなぜ司書、学芸員、アーキビストが必要なのか。やはり、そこには専門性が必要であると思う。その専門性が何かと問われると難しい。しかし、やはり横の繋がり、人脈があるというのは結構強い。個人的なネットワークの助けのもとに、非常に広範なデータベースの中で私達は生きている。それはMLAとか言われるが、博物館も図書館も公文書館も、みんな一つのデータベースの中で泳ぐことができるようになる、ということを目指している。アーカイブは、図書館・博物館のデータベースとは親和性がよくないらしい。その一番大きな理由というのは、公文書の問題だろうと思う。公文書は、図書館の図書と違って一点物。しかも、それが公表できるか否かということについて、公表できないことも多い。そこそこ、利用者である研究者の人たちが一番見たい。

その折り合いを方法論として考えていくことが、アーキビストの専門性であると思う。例えば、「うちにはないけど、あそこにある」と教えてあげられる。博物館はデータの公開等は進んでいるのか。

(事務局)

文書館と比べれば、博物館の方がそういう意味ではいろいろなものが公開をされている。資料管理検索システムは、本市では博物館、美術館にくわえ文化財課が入れているシステムを文書館も導入するというところで、市の中では連携できると考えている。

(委員長)

他に、いかが。

(B委員)

松本市史追記版は、既刊の平成10年以降の部分を中心に写真を入れて、簡単にまとめたというものを刊行する予定だという理解で良いか。

(事務局)

平成の松本市史5巻11冊は平成10年3月に全巻刊行終了した。しかし、今回の平成令和版は、扱う時代として、昭和の終わりから平成に入ってからの時代を主に扱う計画である。

(B委員)

もっと古い時代はもう入らないのか。

(事務局)

令和9年度は松本市制施行120周年である。概説などで扱うが、主要な部分は平成・令和の時代である。

(委員長)

他に、いかが。

(C委員)

文書館の収集整理保存について、きちんと資料保管しておかなければいけないという説明があった。今後災害等がある中で、水害などに対する文書の保存の仕方、対応を考えていかなければいけないのではないか。また、出前講座について、松本大学にも特別専門員、専門員の二人に来ていただき、学生に指導いただいた。やはり、直接語っていただいたことで学生も喜んでいたので、引き続きそういった機会を頂戴したい。

(事務局)

資料の保存・保管について、松本市全体できちんと取り組んでいかなければいけない。文書館に限らず、市では博物館、美術館も含めいろいろな「宝物」をいただいている。この頃、よく言われるのが、社会から委託を受けて預かっている。館の所有ではなく社会の宝だということ。それを念頭に置き、市全体の中で取り組んでいけるように、また文書館としてどういうことができるか研究をしてまいりたい。

(E委員)

災害対策のことで言うと、気候変動も大きくなってきている中で、県もそうだが、文書も重要度があって、優先順位も当然あるかと思う。全てをなかなか保存できない部分もある。そういった重要度というのも加味していただければと思う。今、デジタル化を進めていただいているが、順番に全部やっていくのか。

(事務局)

優先順位をつけ順次デジタル化しているが、直近では講座などでも使用しつつ、集積しているという状態である。

(E委員)

500年持つとされたマイクロフィルムが製造中止になった。これでデジタル化をしていったものをどうやってこれから継承していくかということも問題になってくると

思う。どういったものをまずデジタル化していくか、残していくかということも重要であると思うので、また検討いただければと思う。

(D委員)

関連して、今後は整理して、電子情報にしたときには、バーコード、QRコード化していくというのが、流れかもしれないが、松本市は文書を整理し、閲覧しようとする際、どう管理していくのか。

(事務局)

いま時点では、できていない。今後研究したい。

閉会

議長は、全体を通して意見・提言等を諮ったが、特に意見等は無かったので、議事を終了した。